

遺跡とはなにか

1 遺跡とは

「遺跡」とは、過去の人類が残した営みの痕跡を残す場所のことを指します。遺跡の中には、竪穴住居跡や古墳、溝の跡、柱の跡のような地面に残された痕跡である「遺構」と、土器や石器、鉄製品や陶磁器類といった物である「遺物」が含まれます。

この遺跡やその構成要素である遺構・遺物は、人間の生活様式の全体、人類がみずから手で築き上げてきた有形・無形の成果によって生み出された文化の所産である「文化財」の一種です。

これら文化財は、国民共有の財産として守り伝えていくべきもので、下記のようなものがあります。このなかで、遺跡は土地に埋蔵されているものとして「埋蔵文化財」と呼ばれます。

- 有形文化財…建造物・彫刻・書籍・考古資料 など
- 無形文化財…演劇・音楽・工芸技術 など
- 民俗文化財…風俗慣習・民俗芸能 など
- 記念物…古墳・城跡などの史跡、庭園・峡谷・海浜などの名勝、動植物などの天然記念物 など
- 文化的景観…人々の生活生業風土により形成された景観
棚田・里山・用水路など
- 伝統的建造物群…宿場町・門前町 など
- 埋蔵文化財…土地に埋蔵されている文化財

2 文化財とは

文化財は、その土地に暮らした人類の生活の全体から生み出されてきた文化の所産であり、人類の生きてきた証として、今日に伝えられてきたものです。「文化」は民族や社会の風習・伝統・考え方・価値観などの総称で、その民族や社会独自のものとして、世代を通じて伝承されていくものです。私たち日本人が日本人であるということ、ひいては盛岡にすむ人間としての共有財産として、親から子へ、子から孫へと伝えられてきた大切なものです。

この文化によって生み出されたものが「文化財」です。文化財は、長い人類の歴史によって生み出されたもので、ひろく世界人類共通の文化を体現したものから、市内の地域独自の文化を体現しているものまで、様々です。

この人類発生の太古から受け継がれてきた文化財を私たちの世代で途切れさせること無く、次の世代へと守り受け継いでいくことは、人類としての責任であると言えます。

しかし、社会の風習や伝統などの文化は、ひとたび忘れ去られれば、再興することは極めて困難なものです。この文化を体現する文化財も同じことであり、ひとたび失われてしまえば、その価値を失って人類の記憶から忘れ去られてしまうものです。

現代を生きる私たちは、この時代を生き証として、文化・文化財を次世代に守り伝えていく責任があるのです。

その土地独自の文化財は、その土地に生きた先人たちの永い「歴史」を物語るものです。土地の歴史は、その土地にしかない独自のものであり、その土地らしさをあらゆる環境のひとつです。土地の歴史を物語るものひとつに、遺跡（埋蔵文化財）があります。つまり、遺跡（埋蔵文化財）は、その土地固有の環境の一部といえます。

その土地らしさを、住民が共有していくことで、よりいっそう土地への理解が深まり、愛着も生まれ、よりよい街づくりに寄与することができるのではないのでしょうか。

3 埋蔵文化財の特殊性

埋蔵文化財は地中に埋蔵されているというその特質から、その価値判断が地表からはわかりにくいという特殊性があります。文字どおり地中に眠っているわけですから、私たちがその上を歩いても、その遺跡がどんな種類のどれだけの量の遺構や遺物を埋蔵しているのかは、ほとんどわからないものです。

また、所在地の広がりをはっきりとわからないのも、特殊性のひとつです。この範囲を推定する方法は、まず現地を踏査（歩いて調べる）し、地面に土器や石器などの露出具合、堀や塚などの残されたわずかな地形などを確認した上で、遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）とします。次に、現地の地形や航空写真をもとに範囲を推定して、地図上に記入していきます。山林や水田では、遺物が確認できないため、遺跡であっても未確認ということもあります。遺跡の範囲は、発掘調査で確認した以外は、推定の範囲です。ですから、遺跡の範囲の外でも遺物が出土したりする場合もありますし、その逆もあります。

ところで、文化財の保護をさだめた「文化財保護法」では、埋蔵文化財と他の文化財は、異なった保護が必要とされています。建造物や彫刻などは、文化財として指定をしてその保存にあたります。つまり、それぞれの文化財に価値判断をし、保存すべき文化財を選択して指定し、保護する方法です。これに対して、埋蔵文化財はその価値をあらかじめ判断できないため、知られる全ての遺跡を保護の対象としています。都市計画区域や農業振興区域、その他の文化財が範囲や物件を明確にして公示されるのに対して、埋蔵文化財はその特殊性から、知られる全ての遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）が一定の保護対象となっているのです。

しかし、埋蔵文化財が土地と切っても切れない関係にある以上、今日の土地利用を抜きにして考えることはできません。各種開発との調和を取ることが埋蔵文化財にとって大切なことです。壊す前に、調査をして記録として保存することが必要です。

私たちが先人の遺産を受け継ぎ、文化的で豊かな暮らしをおくるため、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

埋蔵文化財の取扱い

1 建築や土木工事などを計画するときは

各種建築や開発（住宅建築・宅地造成・道路工事・上下水道工事など）の計画に当たっては、事前にその場所に埋蔵文化財が所在するかどうか（埋蔵文化財包蔵地になっているか）確認してください。

確認は、『盛岡市遺跡地図』（以下『地図』という）によっておこないます。埋蔵文化財包蔵地の場合は、調査が必要になり、全体の計画に影響が出る場合がありますので、各種申請等に先立って、計画の段階で早めに確認もしくは当教育委員会にご協議ください。ただし、大規模面積（1,000㎡以上）の開発については、『地図』への記載の有無にかかわらず、現地を確認しますので、早めに当教育委員会にご協議ください。

なお、『地図』は、盛岡市教育委員会歴史文化課にて、無償配布しておりますので、お問合せ下さい。

2 建築や土木工事などを実施するときは

埋蔵文化財が所在する土地で、土木工事などを実施する場合は、文化財保護法の規定により手続きが必要です。着手の60日前までに当教育委員会経由で県教育長あての発掘届の提出が必要です（文化財保護法第93条）。

県や市がおこなう工事の場合は、計画策定時に県教育長あてに通知することになっています（文化財保護法第94条）。

発掘届様式は、当教育委員会に用意してあるほか、盛岡市インターネットホームページ『ウェブもりおか』の「申請書ダウンロード」で入手できます（<http://www.city.morioka.iwate.jp/>）。※各項に加えて、文化財保護法第99条、同法施行令第5条が根拠になります。

3 発掘調査の実施について

埋蔵文化財は、「現状保存」が原則です。

極力壊さずに、現地にそのままの状態で保存することが望ましいですが、現代社会の私たちの生活のための工事などにより、現状保存することができない場合は、以下のいずれかの方法によって、調査をして、記録として保存するなどの対応が必要となります。

①発掘調査 ②試掘調査 ③立会調査 ④慎重工事

いずれの方法になるかは、それぞれの現況や過去の周辺の調査事例、工事の規模、工事の内容によって判断します。

調査の結果、重要な遺構・遺物が確認された際は、文化財保護・遺跡保存のため、工事計画の中止や変更が必要となる場合もあります。

また、試掘・立会調査の結果、遺構が検出され本調査を実施することになった場合、事業主の方に調査経費を負担していただく場合もあります。調査時期や、上記の詳細については、その都度協議しますので、お早めにご協議下さい。

【調査の方法】

①「試掘調査(しくつちょうさ)」

重機を用いて当課担当職員が調査のための溝(トレンチ)を掘って、昔の人々の生活の痕跡の有無を確認する調査です。この段階で遺構(昔の建物跡など)や遺物(土器や石器など)が確認された場合、または設計変更等により遺構等を保護することが困難な場合には「発掘調査(本調査)」が必要になります。

②「工事立会(こうじたちあい)」

周辺で発掘調査を実施している土地の隣接地にあたるが、工事面積が小さい場合やこれまでの調査成果の蓄積によって遺構密度が薄いことがわかっているときなどに、「掘削工事実施時に立ち合わせていただく」調査です。

③「慎重工事(しんちょうこうじ)」

遺構遺物が確認されるか、掘削時に注意して「慎重に工事を実施してください」という意味です。

4 工事中に遺構・遺物を発見した場合は

今まで埋蔵文化財が未確認だった地域で、工事中に住居跡などの遺構や土器や石器などの遺物を発見した場合は、「文化財保護法第57条の5」の規定により、そのままの状態ですぐに県教育委員会への届けが必要ですので、まずは当市教育委員会にご連絡ください。

5 史跡指定地の現状を変更するときには

史跡とは、埋蔵文化財の中においても、特に学術上の価値が高く、その土地の歴史を物語る上で貴重なものとして、指定をうけたもののことであり、一般の埋蔵文化財とは異なった保護の規定が定められています。

国指定史跡(盛岡城跡、志波城跡)、県指定史跡(小野松・高畑・上田一里塚等、大館町遺跡)、市指定史跡内では、住宅増改築や果樹の改植など、現状に何らかの手を加える時には、原則として国や県、市の許可が必要となります(文化財保護法第125条・岩手県文化財保護条例第41条・盛岡市文化財保護条例第34条)。現状変更の内容によっては許可にならない場合もありますので、事前の計画の段階で早めに当市教育委員会へご相談下さい。また、史跡内においては屋外広告などの工作物も規制を受けますのでご留意下さい(盛岡市屋外広告物条例第4条)。

*市内の史跡

国指定 盛岡城跡・志波城跡

県指定 小野松一里塚・末崎川一里塚・毘沙門堂平一里塚・塚の沢一里塚・大橋一里塚・新塚一里塚・高畑一里塚・上田一里塚・大館町遺跡

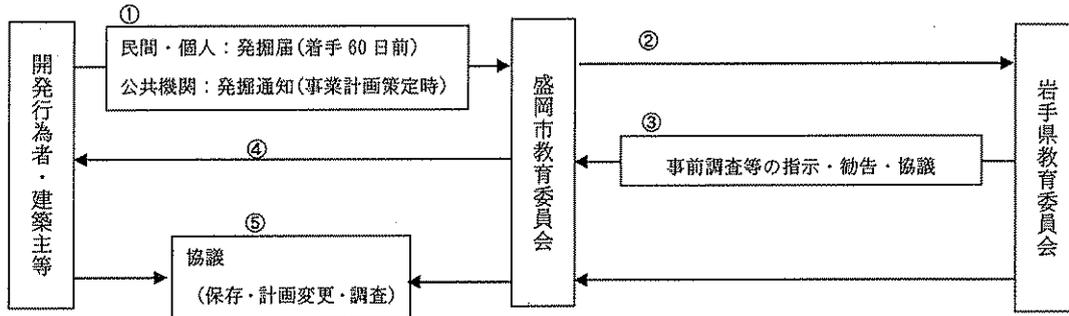
市指定 舟橋跡・玉山館遺跡・一字一石一礼供養塔・高館古墳・経塚(永井)・餓死供養塔(乙部)・築川一里塚・曾利田一里塚・大倉峠一里塚・鍛冶町一里塚跡・大堂一里塚

事務手続きの手順

●周知の埋蔵文化財の場合（『地図』掲載の遺跡）

公共機関の場合は事業計画策定時、民間企業や個人の場合は、着手 60 日前までに、市教育委員会に発掘通知・発掘届を提出しなければなりません。

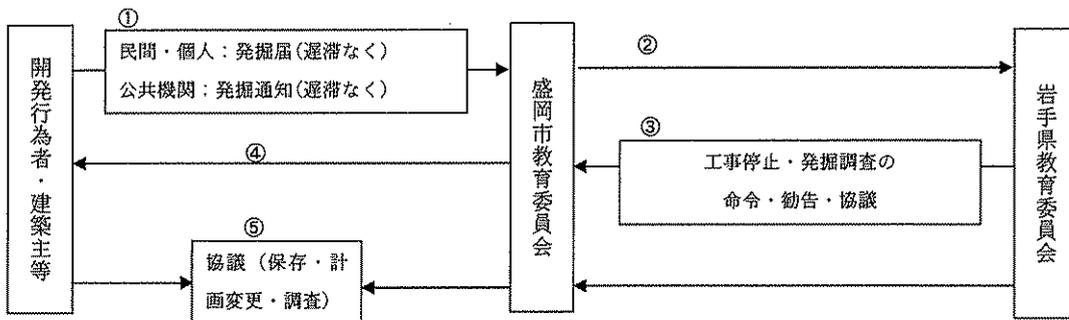
*開発や調査を円滑に進めるため、発掘通知・発掘届提出の前に、市教育委員会と早めのご協議をお願いします。



●工事中に埋蔵文化財を発見した場合（『地図』未掲載の遺跡）

見つけ次第速やかに、市教育委員会に発掘通知・発掘届を提出しなければなりません。

*この場合、工事停止などにより工期に影響が出ることが想定されますので、事業の計画の際に市教育委員会とご協議をお願いします。



●指定史跡の場合

国指定史跡（盛岡城跡・志波城跡）の場合は、文化庁の、県指定史跡の場合は県教育委員会のそれぞれ許可が必要になります。許可が下りるまでの審査の期間がありますので、事業計画の早い段階で、市教育委員会とご協議願います。

*許可される場合でも、事前の発掘調査等の条件がつきます。 *市指定史跡もこれに準じた扱いになります。

